

株式会社

代表取締役  
殿

〒260-8518  
千葉市中央区中央港一丁目11番3号  
(千葉地方合同庁舎)  
千葉地方法務局法人登記部門  
TEL 043-302-1315

通知書

貴社（貴法人）は、平成26年11月17日現在において、最後の登記をした後12年又は5年を経過していますが、同日、会社法第472条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条若しくは第203条の規定に基づく法務大臣の公告（下記の要旨参照）がされたので、通知します。

なお、まだ事業を廃止していない旨の届出は、この書面（下段）を用いてすることができます。

記

公告の要旨

最後の登記後12年を経過している株式会社及び最後の登記後5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人は、まだ事業を廃止していないときは、本店又は主たる事務所を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

この公告の日から2月以内にその届出がなく、登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成26年11月17日

届出書

当社（当法人）は、まだ事業を廃止していません。

平成 年 月 日

本店又は主たる事務所

商号又は名称

代表者  
住所

資格・氏名

印

〒260-8518  
千葉市中央区中央港一丁目11番3号  
(千葉地方合同庁舎)

千葉地方法務局法人登記部門 御中  
TEL 043-302-1315

- (注) 1 届出書に記載する事項が、登記簿と符合していないときは、適式の届出として取り扱われません。  
2 届出書は平成27年1月19日までに当庁に到着するように郵送又は持参してください。代理人により届け出る場合には、委任状を添付してください。  
3 届出は、書面で行なければなりません。この書面以外の用紙を用いて届け出る場合には、必ず登記所に提出してある印鑑を押印してください。代理人により届け出る場合には、登記所に提出してある印鑑を押印した委任状を添付してください。

通知第 号